

那珂市地域公共交通会議設置要綱の一部改正

改正後	改正前
那珂市地域公共交通会議設置要綱 平成24年1月30日 訓令第3号 (設置) 第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項及び道路運送法(昭和26年法律第183号。<u>以下「法」という。</u>)の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、那珂市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) (略) (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様<u> </u>等に関する事項 (3) <u>自家用</u>有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (4) (略) 第3条―第5条 (略) (会議) 第6条 (略) 2・3 (略) <u>4 3の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(平成18年9月1</u>	那珂市地域公共交通会議設置要綱 平成24年1月30日 訓令第3号 (設置) 第1条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項及び道路運送法(昭和26年法律第183号<u> </u>)の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、那珂市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) (略) (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項 (3) <u>市が運営する有償</u>運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (4) (略) 第3条―第5条 (略) (会議) 第6条 (略) 2・3 (略)

5日国自旅第161号)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 (略)
(協議結果の取扱い)

第7条 (略)

(運賃協議分科会)

第8条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)に関する事項について協議の必要が生じたときは、その都度、交通会議に運賃協議分科会(法第9条第4項の協議会をいう。)を設置し、当該協議を行うものとする。

2 運賃協議分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

(1) 副市長

(2) 当該協議の対象となる運賃等を定め、又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者

(4) 市民又は利用者の代表

3 運賃協議分科会に分科会長を置き、副市長をもって充てる。

4 第6条第1項から第3項までの規定は、運賃協議分科会について準用する。

5 運賃協議分科会は、協議が調ったと

4 (略)
(協議結果の取扱い)

第7条 (略)

<u>きは、その結果を交通会議に報告するものとする。</u> <u>6 第1項の協議をするときは、法第9条第5項の規定に基づき、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</u> <u>7 運賃協議分科会の会議は、原則非公開とする。</u> (守秘義務) <u>第9条 交通会議及び運賃協議分科会</u> <u>の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> (庶務) <u>第10条 交通会議及び運賃協議分科会</u> <u>の庶務は、建設部都市計画課において処理する。</u> (補則) <u>第11条 (略)</u> 附 則 (略)	(守秘義務) <u>第8条</u> _____ <u>委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> (庶務) <u>第9条 交通会議</u> _____ <u>の庶務は、建設部都市計画課において処理する。</u> (補則) <u>第10条 (略)</u> 附 則 (略)
---	--

○那珂市地域公共交通会議設置要綱

平成 24 年 1 月 30 日

訓令第 3 号

※変更箇所を赤字で記しています。

(設置)

第 1 条 この要綱は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項及び道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、那珂市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 那珂市地域公共交通計画その他市の地域交通施策の策定及びその推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者、茨城県警察、学識経験者その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 交通会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長には副市長を、副会長には会長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第7条 会議において協議が調った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（運賃協議分科会）

第8条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項について協議の必要が生じたときは、その都度、交通会議に運賃協議分科会（法第9条第4項の協議会をいう。）を設置し、当該協議を行うものとする。

2 運賃協議分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

（1） 副市長

（2） 当該協議の対象となる運賃等を定め、又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3） 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者

（4） 市民又は利用者の代表

3 運賃協議分科会に分科会長を置き、副市長をもって充てる。

4 第6条第1項から第3項までの規定は、運賃協議分科会について準用する。

5 運賃協議分科会は、協議が調ったときは、その結果を交通会議に報告するものとする。

6 第1項の協議をするときは、法第9条第5項の規定に基づき、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

7 運賃協議分科会の会議は、原則非公開とする。

（守秘義務）

第9条 交通会議及び運賃協議分科会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 交通会議**及び運賃協議分科会**の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年訓令第18号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年訓令第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年訓令第5号）

この要綱は、公布の日から施行する。

那珂市地域公共交通会議の公開に関する取扱

令和 7 年 7 月 1 日

(会議の公開)

第 1 条 会議は原則公開とする。ただし、次の事項に該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- ①会議の内容が那珂市情報公開条例（令和 4 年那珂市条例第 24 号）第 7 条各号の不開示情報に該当する場合
- ②会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に支障を生じさせるおそれがあると認められる場合

会長は①若しくは②に該当すると認めるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴者)

第 2 条 傍聴を希望する者は、会議の当日受付を行い、会長が指定する席から傍聴する。ただし、次の事項に該当するものは、会議を傍聴することができない。

- ①凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を所持する者
- ②酒気を帯びていると認められる者
- ③張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者
- ④笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を所持する者
- ⑤その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第 3 条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①会議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- ②談話等騒ぎ立てず、静粛に傍聴すること。
- ③はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- ④帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長に許可を得たときは、この限りでない。
- ⑤飲食又は喫煙しないこと。
- ⑥携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- ⑦みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- ⑧その他会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。
- ⑨会場における写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第 4 条 傍聴人がこの取扱に違反していると認められる場合は、会長はこれを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

会議を非公開としたときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。

(報道関係者の取扱)

第5条 報道関係者の傍聴については、この取扱を準用する。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、会長及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする

- ①会議の日時及び場所
- ②出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名
- ③議題
- ④議事の概要
- ⑤その他必要な事項

(議事録の公開)

第7条 第1条の規定により非公開と決定した会議以外の記録については、原則、市ホームページに原則公開とする。ただし、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがあると会長が認めるときは、この限りでない。

(補則)

第8条 この取扱に定めがない事項は、会長が定める。

那珂市地域公共交通会議に係る議事録の公開について

議事録の市ホームページへの掲載について

○開かれた市政の推進、透明性確保のため、令和7年度から那珂市ホームページ上へ議事録を掲載する。

○掲載内容については以下のとおりとする。

議事録内容 : 原則公開（非公開と決定した会議、公正又は円滑な議事運営が損なわれるおそれがあると会長が認めたものを除く）

質 疑 : 発言者がわからないよう記載する
（会長・A 委員・事務局）

名 簿 : 無（出席状況について人数のみ記載）

資料公開 : 有

掲載期間 : 2 年間

○過去の議事録については、遡っての市ホームページへの掲載は行わない。

公開までの流れについて

委員名入りの議事録を会長及び議事録署名人 2 名の署名受領後に掲載する。

那珂市運賃協議分科会運営規程

令和 7 年 7 月 1 日

(設 置)

第 1 条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項について協議の必要が生じたときは、その都度、那珂市地域公共交通会議（那珂市地域公共交通会議設置要綱（平成 24 年那珂市訓令第 3 号）に規定する那珂市地域公共交通会議をいう。以下「交通会議」という。）に那珂市運賃協議分科会（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 4 項の協議会をいう。以下「運賃協議分科会」）を設置する。

(構 成)

第 2 条 運賃協議分科会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 当該協議の対象となる運賃等を定め、又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表

(任 期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱に係る協議が終了した日までとする。

(運 営)

第 4 条 運賃協議分科会に分科会長を置き、副市長をもって充てる。

2 分科会長は、運賃協議分科会を代表し、会務を総括する。

3 運賃協議分科会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 運賃協議分科会は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、分科会長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、「道路運送法第 9 条第 4 項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」（令和 7 年 6 月 30 日付事務連絡国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）に掲げる事項は、軽微な事案と位置づけ、協議が成立しているものとみなすものとする。

6 分科会長は、運賃協議分科会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

7 第 1 条の協議をするときは、法第 9 条第 5 項の規定に基づき、あらかじめ、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるためにパブリックコメント等の措置を講じなければならない。

(庶 務)

第 5 条 運賃協議分科会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、運賃協議分科会に諮り、分科会長がこれを定める。